

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 7 月 9 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701208号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800063号

第1 結論

請求者のA社における平成26年10月1日から平成27年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年10月から同年12月までの標準報酬月額については、9万8,000円から22万円とする。

平成26年10月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年10月1日から平成27年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準報酬月額の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録において、請求者のA社に係る資格取得時の標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたところ、事業主は、請求者の平成26年10月1日の厚生年金保険被保険者資格取得届(以下「資格取得届」という。)に係る事務手続を誤ったとして、請求期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成29年2月に、上記資格取得時の標準報酬月額を9万8,000円から22万円に訂正するための資格取得届を提出しており、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正後の標準報酬月額(22万円)は保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

一方、オンライン記録により、請求期間を含む平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間について、A社の事業主は、年金事務所に対し厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できるところ、事業主から当該申出があった場合は、同条の規定により、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間は、同法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成26年10月から同年12月までの標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。